

2017年9月22日

国際会計基準審議会 御中

## **情報要請 適用後レビュー：IFRS 第13号「公正価値測定」の回答の提出**

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRS 第13号「公正価値測定」の適用後レビューに係る情報要請に対してフィードバックを提供する機会を得たことを歓迎する。本レターは、当委員会事務局が、日本の市場関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックを伝達するものであり、情報要請に記載の各質問に対しての当委員会の見解を述べるものではない旨をあらかじめ申し添える。

### **(アウトリーチの概要)**

当委員会事務局は公正価値測定基準の経験に関する個別のフィードバックを得るために、日本の市場関係者に対して個別にアウトリーチを行った。具体的には、当委員会事務局は3名の財務諸表利用者(以下「利用者」という。)、4社の財務諸表作成者(以下「作成者」という。)、及び監査人(日本公認会計士協会)に対して、情報要請の質問事項をもとに市場関係者ごとに修正した質問書を利用して、個別の会合を実施した。また、当委員会及び金融商品専門委員会(いずれもメンバーには、利用者、作成者、監査人、学識経験者を含む)においても当該フィードバックに関する議論を行った。

個別会合を実施する市場関係者の選定にあたっては、当委員会事務局は、IFRSに限らず、米国会計基準に基づく連結財務諸表の利用者、作成者及び監査人も対象とした。これは、公正価値測定基準においては、両基準は多くの領域において整合した(あるいはほぼ同一の)取扱いを要求しているからである。また、作成者に対する個別のアウトリーチは金融機関を対象に実施した。これは、我が国の場合には、金融商品に関する情報提供が中心になると考えられたためである。

### **(アウトリーチを通じて得られた主なフィードバック)**

当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主な概要は、以下のとおりである。

#### **(1) レベル3の公正価値測定の開示の有用性**

アウトリーチを行った3名の利用者は全て、レベル3の公正価値測定の開示を分析の

参考としていた。もっとも、重きの置き方は、開示項目により、また、利用者により異なっており、一部の開示情報の有用性は限定的とされた。一方で、アウトリーチを行った作成者は、レベル3の公正価値測定の開示の目的は明白でなく、また、当該開示を経営情報に用いていないとして、全般的に、レベル3の公正価値測定の開示の有用性を疑問視していた。

個々の開示項目については次の意見が聞かれた。

- 「期首残高から期末残高への調整表」(IFRS第13号第93項(e))については、いずれの利用者も分析の参考としていた。この点、作成コストが問題となるのであれば、大まかな区分のみの表示による内訳の省略(例えば、「取引」、「レベル間の振替」、「損益」の3区分のネット増減を開示するなど)が可能との見解を示した利用者や、期中の変動要因の情報は不要と考えると回答した利用者がいた。一方で、複数の作成者は、当該情報を経営情報として利用していない等の理由から有用性を疑問視していた。
- 「観察可能でないインプットについて代替的な仮定を反映した場合の公正価値の変動」(IFRS第13号第93項(h)(ii))については、ある利用者から、計算の前提について作成者との議論や他社との比較が必要であるため、現状の開示の有用性は限定的であるとされた。また、一部の作成者からは、計算の前提となる代替的な仮定に多様性があり得るため、有用性が疑問視されていた。

詳細は本コメント・レターの第3項から第8項を参照していただきたい。

## (2) 公正価値測定の開示の作成コスト

アウトリーチを行った全ての作成者から、作成コストが最も掛かるのは「期首残高から期末残高への調整表」であるとの共通の意見が聞かれた。その理由として以下の点が挙げられていた。

- 公正価値ヒエラルキーの分類は期初には判明しておらず決算日に事後的に判定されるため、作業負担を期中に分散することが難しい。
- 当該情報はリスク管理等の他の用途に使用できず、費用対効果が低い。
- 情報の取得には複数のシステムが関係し、また、マニュアルでの調整が必要な部分が多いため、自動化のハードルが高い。

また、監査人は、公正価値測定の開示の四半期開示(IAS第34号「期中財務報告」第16A項(j))もコスト負担が大きい可能性があるとした。

さらに、ある利用者からは、作成コストは最終的には投資家の負担となるため、

利用者の便益が明確でない限り作成コストを伴う詳細な開示に賛同することは難しいとされた。

詳細は本コメント・レターの第 11 項から第 13 項を参照していただきたい。

当委員会は、我々のフィードバックが、IASB にとって公正価値測定基準が効果的かつ効率的に適用されているかを評価し、IFRS に基づいて作成された財務情報の質を向上させるためにどのような変更が有用なのかを検討するにあたっての一助になることを願っている。何かご質問がある場合は、連絡していただきたい。

なお、当委員会が聴取した情報や見解には、他の会計基準で定められる公正価値測定範囲の妥当性に係る問題も含まれていた。今回の IFRS 第 13 号にかかる適用後レビューの趣旨に含まれないことは承知しているが、ご参考までに、こうした意見も本コメント・レターに掲載した（第 25 項及び第 26 項参照）。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

## 情報要請の個別の質問に対する回答

### 1. 回答者の経歴及び経験

#### 質問 1A: 回答者の経歴

下記について回答をいただきたい。

- (a) 公正価値測定に関する回答者の主な役割。例えば、財務諸表作成者、監査人、評価専門家、財務諸表利用者、規制機関、基準設定主体、研究者、会計専門家団体のいずれなのか。財務諸表利用者である場合には、どのような種類の利用者なのか（例えば、バイサイドのアナリスト、セルサイドのアナリスト、信用格付けのアナリスト、債権者・融資者、資産又はポートフォリオの管理者）
- (b) 回答者の主な法域及び業種。財務諸表利用者である場合には、どの地域及び業種をフォロー又は投資の対象としているのか。

1. 上記の質問に対する我々の回答は以下のとおりである。

(a) : 会計基準設定主体（ただし、カバーレターに記載のように、このレターはそれぞれの質問に対する当委員会の見解を述べるものではなく、当委員会事務局がアウトリーチにおいて受けたフィードバックを伝えるものであることに留意いただきたい）。

(b) : 日本

日本においては、上場企業は以下の4つのいずれかの会計基準により連結財務諸表を作成することが求められている。

(i) 日本基準

(ii) 修正国際基準 (JMIS)<sup>1</sup>

(iii) IFRSs

(iv) 米国会計基準<sup>2</sup>

<sup>1</sup> IFRS と企業会計基準委員会による修正会計基準から構成される会計基準。現在、以下の2つの企業会計基準委員会による修正会計基準がある。

・企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」

・企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」

<sup>2</sup> 米国会計基準の利用は、米国 SEC 登録企業等の限られた企業にのみ認められている。

当委員会事務局が本コメント・レターの作成にあたり個別にアウトリーチを実施した先は、以下の表のとおりである。

対象者	IFRSs	米国会計基準
利用者	3	
作成者	1	3
監査人	1	

- 3名の利用者は、それぞれ、投資銀行（セルサイドのアナリスト）、投資運用会社（バイサイドのアナリスト）及び信用格付会社（信用格付アナリスト）に所属しており、主に金融業界を担当している。全ての利用者が、IFRS及び米国会計基準に基づく財務諸表を分析に利用している。
- 4社の作成者は、全て大手の国際的に活動する金融機関である。これらに加え、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において、非金融機関の作成者としての立場からの意見も寄せられた。
- 監査人は、日本の公認会計士の団体である日本公認会計士協会の意見を聴取した。

#### 質問 1B: 回答者の経験

下記の項目の公正価値での測定に関する回答者の経験はどのくらい広いか（処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を含む）

項目の種類	公正価値測定についての経験の程度		
	少ない	いくらか	多い
有形固定資産			
無形資産（のれんを含む）			
投資不動産			
生物資産			
子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資			
金融商品			
その他（具体的に示していただきたい）			

2. 回答なし。

## 2. 公正価値測定の開示

### 質問 2:

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考  
えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメント  
をいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
  - (i) 集約とありきたりの開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響  
を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因（IFRSの要求事項の中でも外で  
も）を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
  - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法に  
ついて提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説  
明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS第13号が企業  
に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報  
なのか及びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の  
開示の例を示していただきたい。

### (a) レベル3公正価値測定に関する開示の有用性

#### (有用性に関する全般的なコメント)

- 3. 利用者からは、レベル3の開示の有用性や、その他の開示に対する期待として、次  
のコメントが聞かれている。
  - (1) ある利用者からは、公正価値測定の開示について、企業が投資リスクの把握と  
管理を行っていることを示すものとして重要と考えているとされた。企業に  
よっては、証券化商品など、前提が異なることにより算定される価値が大きく  
異なるものへの投資が行われていることがあり、これらに関してレベル3の  
詳細な開示はリスクの把握に役立つと考えるとされた。
  - (2) 別の利用者は、レベル3の公正価値測定について、現状ではリーマン・ショッ  
ク時と異なり残高は限定的となり相対的な重要度は低下しているため、詳細

な開示に目を配ってはいないものの、変動は継続して注視しているとした。

- (3) 別の利用者は、基本的に期首と期末の残高の内容に関心があり、これらの残高に関して、例えば銘柄レベルの情報、商品の条件やリスクに関する情報に関心があったとした。これらの情報が他のソース（作成者に対する取材等）を通じて入手できるのであれば詳細な開示は求めないとした。
  - (4) また、この質問で聞かれているレベル3の開示に含まれないものの、ある利用者は、持分法適用先や連結子会社の株式の売却は利益に大きな影響があるため、当該株式の公正価値情報は利益予想のために有用であるとした。
4. また、作成者からは、レベル3の開示の有用性に関する疑問として、次のコメントが聞かれている。
- (1) 一部の作成者から、レベル3の公正価値測定に関する開示について、個々の開示項目の目的が明白でないとして、全体として、有用性があるか、また利用者のニーズがあるか疑問であるとの意見が聞かれた。
  - (2) また、レベル3の公正価値測定の情報を経営情報として利用していないとして、経営者の視点から見た有用性が限定的であるとの見方を示しており、その開示のために多くのコストを費やすことが正当化されるか疑問であるとの意見が聞かれた。

#### **(個別の開示項目に関するコメント)**

##### **「期首残高から期末残高への調整表」(IFRS第13号第93項(e))**

5. アウトリーチを行ったいずれの利用者も、レベル3の公正価値測定に関する「期首残高から期末残高への調整表」(IFRS第13号第93項(e))を分析の参考としていた。もっとも、いずれの利用者も企業に直接ヒアリングできる立場にあることもあって、総額や大まかな区分による開示により関心があり、詳細の開示に対する要望は強くないようであった。また、利用者によって有用とする情報は、次のように区々であった。
- (1) ある利用者は、公正価値の推移とともに、企業がコミットした一定の行動を確認するのに役立つ可能性があるとした。
  - (2) 別の利用者は、レベル3の公正価値測定の変動を継続して注視しているとした。その中で、変動が大きなものがあれば、「期首残高から期末残高への調整表」内の内訳を確認するとともに、企業にヒアリングするとした。当該利用者は、作成コストが問題になるのであれば、「取引」、「レベル間の振替」、「損

益」の3区分で、ネット増減額が分かるだけでも有用であるとした。

(3) 別の利用者は、基本的に期首と期末の残高の内容に関心があるため、作成コストが問題になるのであれば、期中の変動要因の情報は不要と考えるとした。

6. 作成者は「期首残高から期末残高への調整表」を、有用性に疑問のある開示の1つに挙げた。これに関して、すでに示したように複数の作成者から、当該開示が経営情報に利用されていないとの意見があったほか、ある作成者からは、当該項目では詳細な開示が求められているが、期中増減の大部分が購入・売却・発行・決済等によるものであり、利用者にとって有用な情報となっていないと考えるとの意見があった。

### その他の開示項目

7. ある利用者からは、特に、「評価技法とインプットの説明」(IFRS第13号第93項(d))及び「観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明」(IFRS第13号第93項(h)(i))は、企業に質問を行う出発点として有用であるとともに、ストレス状況下等における財務上の影響に関する示唆を得られる点で有用であるとの意見があった。

このうち、「評価技法とインプットの説明」の開示については、ある作成者から、金融機関の間での公正価値の測定方法のコンセンサスの形成を促進する効果があると考えたとした意見があった。

8. 「観察可能でないインプットについて代替的な仮定を反映した場合の公正価値の変動」(IFRS第13号第93項(h)(ii))に関しては、一部の利用者及び作成者から次の意見があった。

(1) ある利用者から、金融危機時には参考にする可能性はあるものの、当該公正価値変動を分析するためには、計算の前提について、作成者との議論や他社との比較が必要であるため、現在の開示は利用者の求めるレベルにはないと意見があった。

(2) ある作成者から、米国会計基準において要求されていない開示項目であり、計算の前提となる代替的な仮定に多様性があり得るため、当該開示が有用と考えられているか疑問であるとの意見があった。

### **(b) レベル3の公正価値測定についての経験**

9. 一部の作成者から、「重要な観察可能でないインプットの定量的な情報」(IFRS第13号第93項(d))に関して、インプット情報が典型的には商品種類別の幅や加重平

均値として集約して開示されているため、有効に利用されているか不明であるとされた。また、別の作成者も、レベル3の開示では、ある行項目に様々な特性の商品を集約しており、また、公正価値測定の方法についても一般的な表現（DCF法、オプションモデルなど）に留まっているため、有用性が十分なものとはなっていないと考えていた。

10. また、ある作成者から、情報の有用性に影響を与える他の要因として、作成者側の主観が入る点が指摘された。特に、公正価値ヒエラルキーの分類の判断基準について、主観性を抑え、比較可能性をより高めるようなガイダンスの一層の充実が必要であるとの要望があった。この点につき、いくつかの銀行から、レベル3の公正価値測定の情報には、バーゼル規制関連の取扱いに使用されるため<sup>3</sup>、レベル2と3の区分が重要であるとの指摘があった。

### (c) 作成コストの高い開示情報

11. 作成者すべてから、最も作成コストが掛かるのは、「期首残高から期末残高への調整表」であるとの意見が聞かれた。一部の作成者からは、これは、公正価値ヒエラルキーの分類は期初には判明しておらず決算日に判定されるため、当該情報の作成負担を期中に分散することが難しいほかリスク管理等の他の用途に使用できず、費用対効果が低いためであるとされた。また別の作成者は、情報の取得には複数のシステムが関係し、また、マニュアルでの調整が必要な部分が多いため、自動化のハードルが高いことを理由としていた。
12. また、監査人からは、監査上の経験に基づけば、以下の項目について作成者のコスト負担が大きい可能性があるとの指摘があった。
  - (1) 「観察可能でないインプットについて代替的な仮定を反映した場合の公正価値の変動」
  - (2) 期中財務報告における金融商品を対象とする公正価値に関する開示（IAS第34号「期中財務報告」第16A項(j)）
13. ある利用者からは、作成コストは最終的には投資家の負担となるため、利用者の便益が明確でない限り作成コストを伴う詳細な開示に賛同することは難しいとされた。また、平時には金融危機を想定した開示は過剰である一方で、金融危機時には制度で要求されている開示より多くの情報が必要となるなど、状況により情報ニー

---

<sup>3</sup> 金融安定理事会（FSB）が公表するG-SIBs（Global Systemically Important Banks）の選定や5つのバケットへの分類の基準には、複雑性を表す指標の1つとしてレベル3資産（Level 3 assets）の残高が用いられている。バーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制では、G-SIBsに対して、属するバケットに応じて追加的な自己資本が求められる。

ズが異なるため、制度開示の硬直性を制度外の情報提供で補うことを望むとの意見が聞かれた。

**(d) 開示要求されていない有用な情報**

14. ある作成者からは、次の情報が有用となる可能性があると言われた。

- (1) 活発な市場の判定方針
- (2) 評価インプットの観察可能性の判断に関する方針
- (3) 公正価値測定に含まれる評価調整の手法や仮定（CVA や DVA を含む）

**3. レベル1のインプット又は会計単位の優先順位付け**

**質問 3:**

(a) 下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

(i) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相場価格のある資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般的か（コメントの裏付けとなる例を示されたい）。

(ii)  $P \times Q$  のみに基づいて測定した公正価値の金額（ $P$  が個々の金融商品についての相場価格、 $Q$  が保有している金融商品の数量である場合）と、他の評価技法を用いて測定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば示していただきたい（差異に関する定量的情報や差異の理由を含む）。

(iii) 異なる測定の間に関与性のある差異がある場合には、実務においていずれの技法が使用されているか、また、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示していただきたい。

(b) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている（付録3参照）。この領域に関して当審議会在考慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

**(a) 公正価値測定の経験**

15. 監査人からは、日本においては、子会社等に対する投資、相場価格のある資金生成単位が公正価値で評価されることは一般的ではないと言われた。

## (b) 考慮すべき点

16. ある作成者から、子会社等に対する投資ではなく、20%未満の少数持分出資の当初認識においても、P×Qによる公正価値測定の妥当性に関する問題が生じたとの指摘があった。具体的には、外国上場企業に対して初期的な5~10%程度の持分出資を行う際に、市場取引では時間を要することが見込まれたため、創業者から市場価格にプレミアムを乗せた価格で株式を市場外で取得することを検討した。

当該投資をレベル1の公正価値測定としてP×Qで当初測定すると、IFRS第9号「金融商品」B5.1.2A項に基づき当初認識時に取引価格と公正価値との差額が巨額の損失として純損益に認識されることから、当該作成者はこうした会計処理が必ずしも投資の実態を反映しないと考えた。

当該作成者は、上場株式であっても、相対取引又は増資引受といった市場外取引を行う場合には、必ずしもP×Qによる測定が適切な公正価値を表す訳ではないため、取引価格を当初認識時の公正価値とする余地を残すべきと主張している。

また、当該作成者は、当該投資にOCIオプション（IFRS第9号第5.7.5項）を適用する場合には、IFRS第9号B5.1.2Aに基づき認識される差額をOCIとすることも検討すべきと主張している。

17. 監査人からは、IASB概念フレームワーク公開草案後のIASBの審議（2016年10月）において、会計単位の選択が認識と測定で異なり得ることが確認されたことを踏まえて、IASBは、情報要請の質問3で提起された当該論点において会計単位を認識と測定で使い分けのべきか、同一とすべきかを検討すべきと考えたとされた。

## 4. 非金融資産についての最有効使用の適用

### 質問 4:

- (a) 資産の最有効使用の評価が困難かどうか、また、その理由。回答を説明する例を示していただきたい。
- (b) 多くの資産の現在の用途が最有効使用と異なっているかどうか、また、どの具体的な状況においてその2つが異なるのか。
- (c) 最有効使用を資産グループに適用し、残存価値方式を使用する場合に、結果としての個々の資産の測定が直観に反する可能性があるかどうか。あるならば、これがどのようにして生じるのか、また、どの状況においてなのかを説明していただきたい。
- (d) 最有効使用の概念の適用に関して実務の多様性があるかどうか、また、これが

生じるのはどのような場合で、その理由は何か。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産の種類に関するものか示していただきたい。

18. この件に関し、特段の意見は聞かれなかった。

## 5. 公正価値測定に要求される判断の適用

### 質問 5:

公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

(a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は負債の種類に関するものか示していただきたい。

### (a) 市場が活発かどうかの判断

19. 一部の作成者からは、市場が活発か否かの評価を行うことが煩雑であるとの指摘があった。例えば、債券については、株式と比較し情報の入手が困難な銘柄が多く、一部の事業債や海外の国債で市場が活発か否かを判断するための情報を収集することが困難な場合があるとの指摘があった。また、新興国で取引される金融商品についても市場が活発か否かの判断に困難を伴うことが多いとの指摘があった。これらの作成者からは、開示情報の比較可能性を担保するためにも、一定のガイダンス等が必要ではないかとの提案が聞かれた。この点、別の作成者からは、必要な情報の入手困難性を、市場が活発でないことを間接的に表すものとして、活発か否かの判断における一つの指標としているという考え方も示された。

20. また、第 16 項に記載した事例に関連して、ある作成者から、上場株式であっても株式市場での取引量が十分でない場合に、当該市場が活発か否かの判断基準が明確でないとの意見があった。当該事例で、当該作成者が創業者から株式を市場外で取得することを検討した背景には、市場を通じた取引では目標とする株式数の取得に数年を要することが見込まれていたことがあった。

本事例においては、取得対象企業の株式は、浮動株比率が約 10%程度と低く、かつ、直近 1 ヶ月間の 1 日当たり平均出来高が発行済株式総数に占める割合は約 0.01%と非常に低い水準であったものの、監査人との協議では、当該対象企業の株価はレベル 1 のインプットに該当する可能性があるとの見解が示されていた。

このような経験から、当該作成者は、株式市場での取引量が十分でない場合に、活発な市場か否かの区分の要件をより明確に示す必要性を主張した。

21. 監査人は、第 19 項及び第 20 項で示された平時における状況と金融危機時の状況が異なることを強調した。すなわち、金融危機時には市場環境が急変し流動性が急に枯渇することがあり、このような場合に、市場が活発かどうかを評価することには困難を伴う可能性があるとの意見があった。また、レベル区分の変化の結果、開示が膨大になる可能性もあるとの指摘があった。

#### **(b) 観察可能でないインプットが重要かどうかの判断**

22. ある作成者からは、観察可能でないインプットの重要性に関する評価は、基準を定めて運用しているため困難ではないと考えているとの意見があった。観察可能でないインプットに依存するリスク量の現在価値に対する比率により評価を行っており、システムで自動的に判定しているとのことであった。
23. 監査人からは、金融危機の状況では、重要かどうかを評価することには困難を伴うと考えられるとの意見があった。

## **6. 教育**

### **質問 6A: 生物資産の公正価値測定に関する教育**

生物資産の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

- (a) 測定において困難な側面はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。
- (b) IFRS 第 13 号を適用する際に、どのような追加的な支援が有用となるか（もしあれば）。それはどの領域においてか。

#### **(a) 測定の困難性**

24. ある作成者からは、養殖事業における未成熟の養殖魚の公正価値測定に困難があるとの指摘があった。当該養殖事業では出荷までに数年を要するため、その間、公正価値の算定に必要な出荷時の相場や生存率などを見積ることが困難であり、その結果、算定した公正価値と実際の出荷時の収益にずれが生じているとの指摘があった。

**(b) 追加的支援**

25. 前項の作成者からは、FVPLの対象に関して、IAS第41号「農業」第30項の「代替的な公正価値測定が明らかに信頼できないと判断される」のはどのような場合かにつき追加のガイダンスが必要であるとの意見があった。

**(c) その他**

26. 第24項及び第25項の作成者は、未成熟の養殖魚をFVPLで測定することにより第24項の公正価値と実際の出荷時の収益とのずれが生じる結果、財務報告の信頼性が低下していることを懸念し、未成熟の養殖魚を原価又はFVOCIで評価することが妥当であると主張した。

**質問 6B: 相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定に関する教育**

相場価格のない資本性金融商品の公正価値測定についての経験を記述していただきたい。

(a) 2012年に、IFRS財団の教育イニシアティブが、「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」を公表した。この教育マテリアルを利用したことがあるか。ある場合、この資料は、相場価格のない資本性金融商品の公正価値を測定するためにどのように役立ったか。

(b) 「IFRS第9号『金融商品』の範囲に含まれる相場価格のない資本性金融商品」で扱われていない疑問点があるか。追加的支援が要求事項を適用する上で有用となると考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。回答を説明する例を示していただきたい。

**(a) 教育マテリアルの利用実績**

27. 監査人からは、IFRS第9号の任意適用を通じた教育マテリアルの使用経験があるとされた。

**(b) 追加的支援**

28. ある作成者からは、教育マテリアルにおいて現状以上の幅広い商品について詳細な論点を示すことは費用対効果の面で困難であるため、これ以上の追加的支援はあまり有用ではないとの意見があった。

29. 監査人からも、同様に、追加することが望まれる項目は認識していないとされた。

**7. 影響及びコンバージェンス**

## 質問 7:

- (a) IFRS 第 13 号の全体的な影響についての回答者の経験を共有していただきたい。
- (i) IFRS 第 13 号は、利用者が将来キャッシュ・フローを評価する能力にどのような影響を与えたか。回答者が財務諸表利用者の場合には、企業が公正価値測定に関して提供する情報をどのように使用しているか、及びその測定に回答者が加えている調整の例を示していただきたい。
  - (ii) IFRS 第 13 号は、個々の企業の異なる報告期間及び同じ報告期間における異なる企業間での公正価値測定の比較可能性にどのような影響を与えたか。
  - (iii) IFRS 第 13 号は、コンプライアンスのためのコストにどのような影響を与えたか。具体的には、IFRS 第 13 号のいずれかの領域の適用が利害関係者に相当のコストを生じさせたか、また、その理由は何か。
- (b) IFRS 第 13 号の要求事項が US GAAP とコンバージェンスされていることによって、回答者がどのような影響を受けているのかについてコメントをいただきたい。

### (a) 全体的な影響

30. この件に関し、特段、強い意見は聞かれなかった。

### (b) コンバージェンス

31. ある作成者からは、グローバルに事業展開している企業にとって、グループレベルで GAAP 差の調整が不要となるため、利点があるとされた。
32. 監査人からは、IFRS 第 13 号と米国会計基準 Topic820 のコンバージェンスは、財務諸表の作成者、特に IFRS の適用を検討している企業に対してはより多くの実例を提供し、財務諸表の利用者に対しては企業間で比較可能な情報を提供し、証券市場における財務報告制度の安定的な運用に貢献していると考えたとされた。
33. また、監査人から、基準自体のコンバージェンスに加えて、IFRS 及び米国会計基準を適用する財務諸表の作成者が、同じ要求事項を同じ理解に基づき適用できているか、適用後レビューで分析を行うことが必要であり、その結果、適用に齟齬が生じていることが判明する場合には、改善のための適切な対応が望まれるとされた。

## 8. その他の事項

**質問 8:**

当審議会は、IFRS 第 13 号の PIR を行うにあたり、他の事項について承知しておくべきか。その場合、その理由を説明し、回答を説明する例を示していただきたい。

34. 一部の作成者からは、公正価値ヒエラルキーの分類がインプットのみによって決定される IFRS 第 13 号の枠組みに疑問が呈された。ある作成者からは、公正価値測定は評価技法とインプットの組合せであることから、特定の評価技法を用いることが市場慣行として定着しているとは言えない場合も考慮し、インプットの観察可能性でなく、評価技法そのものの成熟の度合いも勘案すべきではないかとの指摘があった。また、別の作成者は、公正価値評価を精緻化し、インプットを増やすことにより、レベルが低下する可能性があり、その結果、詳細な開示による作成者の負担が増加するのであれば精緻化のインセンティブが削がれる可能性がある点に懸念があったとした。
35. ある作成者から、複数のインプットを用いて公正価値測定を行っている場合には、観察可能でない一部のインプットが全体に与える影響の重要性を定量的に判断しているが、そのような商品に関してはレベル判定が頻繁に変わり得るため作業負担が重いとの指摘があった。

以 上